

令和6年8月9日

宮城県上工下水一体官民連携運営事業
モニタリング結果年次報告書
(令和5年度)

宮城県企業局水道経営課

実施契約書第69条第1項に基づき実施した、宮城県上工下水一体官民連携運営事業の運営状況に係る令和5年度のモニタリング結果は下記のとおりです。

記

1 年間事業計画に対する実施状況

(1) 経営に係る業務

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 事業計画書及び報告書は県と協議の上適切に提出された。
- ・ 事業運営に必要な組織体制が構築され、有資格者等も適切に配置されている。
- ・ 収支について、臨時改定、水量増加(収入増)及び経費削減効果等によって計画時の想定よりも良好であり、事業継続の観点で好影響が見られている。なお、各事業の財務数値及び財務指標に関するモニタリング結果は後段に記述する。
- ・ セルフモニタリング実施計画書に基づき適切にセルフモニタリングが実施された。
- ・ 適時、適正な情報の公開が行われている。
- ・ 環境に配慮し省エネルギーに努めるとともに、交通マナー等に関して寄せられた苦情に対しても適切に対応した。
- ・ 地域貢献として、地域の高校生向け現場見学会の開催による地域人材の雇用、地元企業や県職員も参加する特別教育や技術教育(みずむすびアカデミー)の実施など、地域活性化及び技術継承に取り組んでいる。
- ・ 見学者の受け入れのほか、様々な媒体を通じた積極的な広報活動が行われており、要求水準書に規定する事項を上回って実施されていることを確認した。

(2) 維持管理に係る業務

- ・ 令和5年4月8日に大崎広域水道用水供給事業において、濁度が一時的に上昇し、涌谷受水点で要求水準を超過した要求水準違反レベル3に該当したことから、県から運営権者に対して改善命令を通知しており、その後適切に改善措置が講じられていることを確認した。
- ・ 上記事案以外は、概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ また、運転管理上の不備が発生した際には、県と連携して適切な対応がとられているほか、原因調査、手順の見直し及び教育の実施等、再発防止のための取り組みがなされて

いる。

- ・ 保守点検において発見された施設の不具合等に対しては、運転管理に支障が生じないよう保全や修繕等の処置が適切に行われている。

(3) 改築に係る業務

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 維持管理業務から得られた知見を踏まえ、施設の状態に応じた改築時期の見直しを行うなど、更新投資の最適化にも継続的に取り組んでいる。

(4) その他の業務

- ・ 関連業務等について、概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 危機管理について、計画外の技術訓練等が追加的に実施されており、有事に備えた対応力強化の一環として評価できる。
- ・ 義務的任意事業の小水力発電事業について、工事が開始されたことを確認した。

2 財務状況

(1) 法人

電気料金の高止まりといったマイナス要因の事業環境はあったものの、臨時改定及び水量増加による増収や年間を通じて取り組んだ経費削減による経費全般の減少効果、予備費を充当する突発的事象の発生が無かったこと等から、計画を上回る実績となった。

また、法人の財務数値及び財務指標並びに個別事業の財務数値とも異常値は見られず、健全な財務状況が保たれている。

(2) 水道用水供給事業

大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業の両事業とも、物価変動による臨時改定及び水量増加による増収等で計画値を上回る実績となった。

(3) 工業用水道事業

仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業については、物価変動による臨時改定により、計画値を上回る実績となった。

仙台北部工業用水道事業については、臨時改定がなく、概ね計画通りの実績となった。

(4) 流域下水道事業

仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の4事業とも、物価変動及び動力費変動による臨時改定及び処理水量の増加による増収等で計画値を上回る実績となった。

(5) みずむすびサービスみやぎ(維持管理会社)

電力単価の上昇、水道水源の水質悪化に伴う薬品費の増加、薬品単価や産廃費用単価の上昇等の要因から、純利益はマイナスとなった。

3 県のモニタリング状況

- ・ モニタリング基本計画書に基づき、運営権者の提出する報告書等各書類の内容が要求水準を満たしているか、適切かつ確実な業務運営が行われているか書面にて確認を行うとともに、月例報告会、半期事業報告会、年度事業報告会を開催し、直接運営権者から確認を行った。年間を通して13件の指摘を行い、うち1件は要求水準違反レベル3に該当することから改善命令を発出した。
- ・ 上水道水質について、市町村の受水地点において水道法第20条に基づく水質検査を実施し、受水地点における要求水準を満たしているか確認するとともに、運営権者が適正な体制で運転管理していることを監視し、抜き打ちの検査を実施した。なお、全ての検査において、水質基準を満足していることを確認した。
- ・ 流域下水道事業の放流水の水質について、運営権者が適正な体制で運転管理していることを監視し、抜き打ちの検査を実施した。なお、全ての検査において、水質基準を満足していることを確認した。
- ・ 第三者の観点から、県及び運営権者のモニタリング結果を確認するため、経営審査委員会によるモニタリング会議を開催した。
- ・ 上述のモニタリング結果について、県ホームページにおいて公表した。

4 課題認識と次期以降の見通し

(1) 法人全体

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 収支に関して、令和5年度は令和4年度から継続している維持管理コスト(電力費)が高止まりの状態にあったが、物価変動による臨時改定、水量増加(収入増)及び経費削減効果等により、当初計画を上回った。
- ・ 次年度以降は、引き続き維持管理コストの増大等に対する経営安定化が期待される。

(2) 水道用水供給事業

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 次年度以降も引き続き水質管理体制の強化・最適化に取り組み、水質の更なる安定化が期待される。

(3) 工業用水道事業

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 次年度以降も契約水量が変動する可能性があるため、県と連絡を密に対応していくことが期待される。

(4) 流域下水道事業

- ・ 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。
- ・ 次年度以降も施設の状況に応じた改築時期の前倒しなど、更新投資の最適化が期待される。

5 所見

年間を通して概ね計画通りに運営がなされ、概ね要求水準を満たしている。

運営権者においては、令和5年度の指摘や業務経験を踏まえ、より一層ヒューマンエラーの防止及びインシデントの発生防止に努めるとともに、運転管理上の不備や施設の不具合、天候の影響等があった場合でも安定した事業運営が行えるよう、引き続き技術力や危機対応能力の向上、関係機関との連携体制の強化に取り組まれない。

なお、県においても、引き続き、運営権者との連携を密に積極的な助言・指導を行い、安定的な事業運営に努めていく。

6 添付資料

- ・ 令和5年度年間業務報告書（法人・個別事業統合版）
〔令和6年6月28日 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ〕

以上